

派遣税理士による 決算・確定申告相談指導のご案内

檀原商工会議所では、次の通り派遣税理士による確定申告の相談指導を行います。

当所ではe-Tax（電子申告）の推進をしております。電子送信の関係上、派遣税理士による相談日程を原則下記の通りとさせていただきます。

ご相談を希望される方は、お早めにお越しいただきますようお願い致します。

- [1] 相談日程
- | | |
|-----------|-----|
| 令和2年2月27日 | (木) |
| 令和2年3月3日 | (火) |
| 令和2年3月5日 | (木) |
| 令和2年3月9日 | (月) |
| 令和2年3月11日 | (水) |

確定申告・納付期限 3月16日(月)

- [2] 相談時間 午後1時30分より午後4時30分まで（受付は午後4時まで）
- [3] 相談会場 檀原商工会議所 3階会議室（檀原市久米町652-2）
- [4] 特別会費 決算代行（集計事務・決算書作成・申告書作成）の場合、1件につき事務量に応じて協力金（特別会費）を頂戴いたします。

- [5] 準備書類等 下記書類等を忘れずにご持参下さい。

税務署から送付された申告書類(所得税・消費税)一式

※e-tax を選択されている方は税務署から郵送された「確定申告のお知らせ」ハガキ（口座振替利用の方）又は封書（納付書で振込される方）を必ずご持参ください。（税務署からは申告書類は送付されません。）

30年分の確定申告書・決算書 控え（所得税・消費税）

令和元年分の売上・仕入・経費科目の金額（集計作業を済ませておいてください）

※消費税の確定申告に当たっては、消費税額等を税率の異なるごとに区分して計算する必要がありますので、税率の異なるごとに区分した課税売上げ及び課税仕入れ等を集計する必要があります。

令和元年分の専従者・従業員の源泉徴収簿

令和元年中に支払った国民健康保険料の支払いの分かる領収書・納付書控え、国民年金保険料の納付証明書

生命保険料・個人年金保険料・地震保険料(損害保険)等の支払(控除)証明書

小規模企業共済掛金控除証明書

住宅取得借入金控除の申告関係書類（住宅取得借入金控除を受ける場合）

公的年金・給与等の源泉徴収票（公的年金・給与等がある場合）

医療費控除を受ける場合は医療費の領収書(医療を受けた人、病院・薬局ごとに医療費を合計してください)または医療費通知(医療費のお知らせ)

※入院又は医療保険金等を受け取った場合、その保険料の分かるもの

※高額医療費の還付を受けた場合、その還付金額の分かるもの

その他確定申告に必要な関係書類など

マイナンバー等の必要書類(申告者、控除対象者(配偶者・扶養家族)全員分)

印鑑(シャチハタは不可)

消費税課税事業者の方へ

- ・平成29年分の課税売上が1,000万円を超えている方は消費税の申告が必要です。
- ・令和元年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されたことに伴い、課税期間内の課税取引を税率ごとの区分が必要となりますので、国税庁のホームページ(www.nta.go.jp)に掲載している「課税取引金額計算表」等の様式を用い整理をお願いします。

【お問い合わせ】 檀原商工会議所 中小企業相談所 TEL: 0744-28-4400 FAX: 0744-28-4430